「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成27年10月8日(木)午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室(本館5階)

参加者等

主催者 合 田 悦 三(前橋地方裁判所長)

司会者 野 口 佳 子(前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事)

裁判官 高 山 光 明(前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事)

検察官 高 僑 俊 輔(前橋地方検察庁検事)

弁護士 小 林 有 斗(群馬弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 女性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 40代 男性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 50代 女性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 40代 男性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 60代 男性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 60代 男性(以下「6番」と略記)

開会のあいさつ

(主催者)

前橋地裁所長の合田でございます。

裁判員経験者の方との意見交換会開催にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日お集まりいただきました6名の裁判員経験者の方々には、昨年の12月から 今年の7月までの間にこの裁判所で行われた5件の裁判において裁判員を務めてい ただきました。それぞれの事件の時に御協力いただいただけではなく、本日の意見 交換会にも御参集いただいたことにつきまして、まずは心から御礼を申し上げます。

裁判員制度は、裁判所で行われる刑事事件のうち、起訴された罪名、法定刑が重

いものなどを中心に、判断者に裁判官だけではなく国民の方にも入っていただいて、 裁判所の判断に厚みを増すということを目的として、平成21年5月よりスタート いたしまして、今年で7年目に入っております。

前橋地方裁判所でも、これまで112回の裁判員裁判が行われまして、裁判員、補充裁判員として924名の方々に務めていただき、裁判員候補者として呼出状を出させていただいた方々も含めますと、10、375名の方々に御協力をいただいているわけでございます。

このような皆様の幅広い御協力をいただきまして、裁判員裁判制度は、全体として、これまでのところおおむね順調に運用されているという評価をいただいており、 それ自体はありがたいと思っております。

しかしながら、今後、この裁判員裁判を導入の趣旨に従ってより良く運用していくということを考えますと、法律家の側の準備や法廷での活動といった面では、率直に言って、私の感想では課題だらけという状況であり、また、これから裁判員になっていただく国民の方々に裁判員裁判制度の実情を理解していただくという意味においても、まだまだ多くの努力が必要であるという認識を持っております。

私どもがこのような点について取り組むに際しましては、実際に裁判員を経験した方々の御意見を伺う、あるいはお話を伺うということが、大変参考になるという ふうに考えております。

そういう趣旨でこの意見交換会をこれまでもずっと開催させていただいておりますので、本日もぜひ率直な御意見をお聞かせ願えればありがたいと考えております。 よろしくお願いいたします。

(司会者)

本日の司会を務めさせていただきます刑事2部で裁判長をしている野口です。よ ろしくお願いいたします。

今,所長から話がありましたように、課題もあり、これから国民の方々に理解を していただくことも大事だと思いますので、その辺の忌憚のない御意見を伺えれば と思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の法律家として、それぞれ御出席いただきましたので、お 名前と役職について自己紹介をお願いいたします。

(裁判官)

前橋地方裁判所刑事1部の裁判長を務めております高山と申します。本日は皆様方,裁判員として活躍をされた上に、このようなお忙しい中、意見交換会にお越しいただきまして心から感謝しております。また、本日、皆様方から、市民感覚に沿った形でいろんな角度から様々な意見を頂戴できることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、検察庁から。

(検察官)

今日は、おそらく私が立会をした裁判に裁判員で参加された方々もいらっしゃる と思いますが、率直な意見をいただければ、またフィードバックして、それで分か りやすい裁判ができると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、弁護士会の方から。

(弁護士)

刑事裁判といいますのは、どうしても弁護士の業務の中では割合としては少なくなってきますので、その意味でどうしても弁護士は刑事裁判については経験不足に陥りがちなところがございます。ですので、こうした意見交換の機会というのは大変貴重な機会であると感じておりますので、ぜひとも積極的な、また忌憚のない御意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

本日は、ごらんのとおり6名の方にお集まりいただきました。ありがとうございます。5番さん、6番さんは、私と一緒に、残りの方は高山裁判長と一緒に裁判員

を務めていただいた方でございます。3番さん、4番さんは、同じ事件で、残りの 方々は全て違う事件を担当ということになっております。

順番にどのような事件を担当されたのかということを簡単に御説明いただいた上で、感想を伺えればと思います。

順番にお話を聞いていきたいと思います。その後は、自由発言にしたいと思いま すのでよろしくお願いいたします。

では、1番の方、よろしいですか。

(1番)

担当した事件は、再犯を繰り返している老人の方の事件で、懲役8年に決まった 事件なんですけれども、事件として大きい小さいはないと思いますが、難しい事件 ではなかったようでした。話し合いとしては、とても皆さんフランクで言いたいこ とを言えるような雰囲気があったので、すごく皆さんよくしゃべることができて良 かったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

強盗傷人という事件でしたか。

(1番)

はい。強盗傷人です。

(司会者)

それでは2番の方。

(2番)

私が担当させていただいた事件は、強姦致傷という事件です。友達同士でお酒を飲んでいた際に、眠たくなったということで、被害者の方を強いて姦淫しようと企て、ホテルの方に行って、顔面を殴って押さえ付け暴行を加えて姦淫し、右の顔面に打撲創等の傷害を負わせたという事件でした。感想といたしましては、同じ性を持つ者として、非常に人間的にやってはならない事件だというふうに捉えておりま

した。

(司会者)

それでは、3番の方、お願いします。

(3番)

私が担当しました事件は、母親が我が子を度重なる虐待の上に死亡させたという 悲惨な事件でした。本当に悲しい事件だと思いました。でも、母親というのはやは り子供を煩わしいと思うことも、誰にでも一度はあると思います。その母親の気持 ちも分かることは分かるんですけれども、だからといって我が子を虐待死させると いうのも、やはりちょっと許せないなという感想は持ちました。私が一番感じたの は、その被告人の心のケアという面で、もうちょっと何とかならなかったのかなと いう感想を抱きました。

(司会者)

犯行に至ってしまった被告人のそういう心のケアをしてあげられれば,事件にな らなかったのかなという,そういうことですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

4番の方。

(4番)

3番の方と同じ事件を担当させていただきました。感想といたしましては、世の中にいろいろな事件があって、大きい事件というのは心に残りやすいとは思うんですけれども、自分がこういう、裁判員として初めての経験で裁判員として経験した中で、大きい事件か小さい事件か分からないですが、自分の中ではもう本当に過去に起きた大きな事件と同じくらい、すごく心に残る事件となりました。

多分,こういう経験をしないと,何年かするとすぐ忘れてしまうような感じがあるんですけれども,すごくまだ心に鮮明に残ってしまうような,自分の中で大きな

事件だなという感じを持ちました。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

ガソリンスタンドの売上金を奪う,奪われなかった,そういう強盗致傷という事件でしたね。感じたことというのは、いろいろ話し合って1つの判決が出たということが、やっぱり良かったと思いますね。裁判員にこれからなる人には、あんまり心配することもないですね。

(司会者)

ありがとうございます。

(5番)

そういうことを伝えてもらえれば、もっとみんな参加してくるんじゃないかと思いますけどね。俺、ちょっと耳が悪いかもしれないけれども、こっちのことは聞こえるけれども、向こうの言ってる音が聞き取りにくいところがありました。だからそういうのをもう少し何とかなるかなと思いましたね。

だから個人的に、補聴器を持ってくるとか。裁判所の方でやってくれるなら、そ ういうのをやるとか。そういうのも必要じゃないかと思いましたね。

(司会者)

分かりました。一応、裁判所は補聴器はあって、被告人とか皆様にもお貸しはするんですけれども、あの時はそういうお話をいただいて、検察官と弁護人の方に聞き取りづらいですよというお話をして、何とかなったんでしたよね。

(5番)

そうですね。逆に、俺が間違ってるのかもしれないけれども、言い方悪いけれど も、何も持ってくるなというようなことを書いてあるから持ってこられないんです よね。

(司会者)

じゃあ、案内を差し上げるときにより分かりやすくするようにしたいと思います。 (5番)

裁判長の声はよく聞こえたんですけれどもね。

(司会者)

ありがとうございます。でも早く言っていただいたので、早く弁護人と検察官に 対処していただけたのでよかったですね。いろいろそうやって言っていただけると ありがたいと思います。

6番さん。

(6番)

病院の入所者同士の殺人事件を担当させていただきました。両方精神的な病気を 患っている方々なので、どっちがどっちとはいえないですが、やってしまったこと はもう取り返しがつかないことなので仕方ないと思いました。評議の方で、ある程 度、自分の言った意見が通ったので、うれしかったと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。今,裁判員から注文もありましたし、いろいろ心に残る 事件になったというようなお話もありましたので、その辺を伺ってみます。

裁判員の方から被告人の心のケアという話も出ましたが、裁判員になられた方々が、その後いろんな悩みを抱えているかどうかというところもありますが、4番さんはそれが負担になってということはなかったですか。

(4番)

自分としては負担はないですね。多分、今回の事件は、最初はやっぱりちょっとしたことから始まって死に至ったんですが、やっぱりこういう事件の流れを知っていることによって、自分に置きかえた時に、ここで相談できたりとか、ここで相談したり、周りに助けを求めればならないんだろうなと。自分と照らし合わせて、やっぱりしつけとして子供をはたくということは、多分日常茶飯事じゃないですけれども、多分自分だけじゃなくてもあると思うんですけれども、それがどうエスカレ

ートしないかという周りとの協力体制だったり、そういうところを前もって相談で きればと。

(司会者)

やはり自分の生活、ふだんの生活にも事件のいろいろな背景を考えた影響が出た ということですかね。

(4番)

そうですね。いいことで逆に自分で、親にとっても子育てって、何人もつくっている人は経験豊富だけれども、1人、2人となると同じ兄弟でも違う性格だったりするから、もう親も1年生だし、子供も1年生だし、そういう悪いことを見てれば自分でそうならないようにと、そういうのを踏まえて自分の中で心に残った事件です。

(司会者)

同じ事件をやった3番さん、どうですか。

(3番)

私は公判中は結構、家に帰ってからもいろいろ考えました。やはり私も母親で、 子育てはもう終わってるんですけれども、子供が小さい時にやっぱりうるさいなと 思ったこともあったし、でも大体みんながそこで踏みとどまるわけですよ。自分の 子供を死に至らしめるという行為は本当に特別というか、本当にそこまでの心境は どうなのかなと。やはり周りの協力というのがなかったというのは感じました。

ただ、多分その被告人もすごく悩んでいたでしょうし、つらい思いをたくさんしていたと思いますが、何とかならなかったのかなというのは、本当にずっと思っていました。

(司会者)

それが何か負担になったというようなことはなかったですか。

(3番)

特に負担にはならなかったですね。

(司会者)

2番さん,自分の生活で裁判員をやって意識が変わったとかいうようなことは何 かありましたか。

(2番)

ちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけれども、私は裁判員制度というものに結構興味を持っていまして、やってみたいという気持ちがありました。ですから、裁判員の経験ができてとても貴重な経験ができてよかったなと思うのと同時に、自分が参加した事件だけではなくほかの事件に関しても、裁判員の方々はいろいろ御苦労されているんだなとか、どういう感じで法廷をやっているのかなとか、ちょっと今までにない興味を抱くようには、興味といったらおかしいですけれども、関心を持つようになりました。

(司会者)

時々伺うのは、新聞を読む意識が変わったとか、目につくようになったという方 がおられますが、そういう感じですか。2番さんはどうですか。

(2番)

裁判員裁判ということで、今回、参加して私自身、この制度に関して、どうなんだろうということは非常に興味があるものでございました。やっぱり司法制度とはどういうものなのか。どのように法律の下で人が人を裁くということがどう進んでいるのかというところを知れたことで、またその一端を自分自身が担えたということは、非常に大変貴重な経験ができたと考えております。

一方、やっぱり先ほど所長からもありましたけれども、本来の目的である国民の理解しやすい裁判となったかというところを、この裁判員裁判を経験して振り返った時に、やっぱり自分たちの経験をもとに判断する、判決に対して厚みを増すことというところに、我々の意見として言うチャンスが得られたということは非常に良かったということもあります。

ただ、一方では、やっぱり時間的な制約、ある意味、審理時間を短くするという

ことに対して工夫をされていらっしゃるんですけれども、やっぱりどんどん何かスケジュールだけが進んでいってしまって、もう少し自分たちがその事件の1つ1つのカテゴリーに対して、考える時間が欲しかったなというふうに思っております。

そういう裁判を経験して、自分の生活に与える影響はというと、先ほど司会の方が申されたとおり、新聞を読んだ時に非常に興味を持って見るようにもなりましたし、仕事柄やっぱり自分の部下たちと接する場合に、「今の若い子というのは、こういうことも考えるんだな。」という考えの幅が広がって、自分なりの考えの変化というところも現れてきたのかなと、この裁判員裁判を通じて変化してきたところかなと考えています。

(司会者)

ありがとうございます。

(主催者)

今,おっしゃった、自分で考える時間ということなんですが、例えば、評議をやりますね。その時に法廷が終わってから評議に入るまで、あるいは評議の途中に、例えば、15分とか20分とか30分とか空けて、話し合いだけじゃなくて自分で考えるという時間を置くこともあるかもしれませんし、あるいは毎日やるんじゃなくて、その途中で1日か2日空けるというようなこともあるかもしれないと思うんです。日単位になると全体の日数が変わってきちゃうものですから、皆さんにそれだけ多くの期間やっていただかなければならないことになるんですが、どのくらいのものをお考えですか。

(2番)

私が、お隣にいる高山裁判長にお願いしたのは、評議に入る前にぜひ考える時間を少しいただけないでしょうかと、これだけ一般の人が裁判にいきなり参加して、全く別の仕事をした時に、どうしても頭の中、心が混乱しているところがあって、それ自体やっぱり自分の責任において、自分の判断において、自分の経験において、少しそしゃくしていく時間は必要なんじゃないでしょうかという提案を、逆に申し

上げて、そこを取っていただいたという経緯がございます。

そういった意味で言うと、証人尋問だとか被告人質問だとかいろいろあって、その中である単位の中で裏の小部屋の方で少し休憩する時間でも、できれば少しその間で、自分なりに考える時間をいただけるのであれば、その裁判の中でも質問をしたりそういうことにつながってくる。もっと活性化していくような裁判に私はなるんじゃないかなというふうに思いまして、そのような発言をさせていただきました。

1時間ぐらいでしたか。

(2番)

(裁判官)

30分ぐらいですかね。

(司会者)

ありがとうございます。日程ということで、考えるべき日程というのが幾つかポイントがあると思います。

まず1点は、皆さんが抽選で選ばれ、その日のうちに審理に入った方、それから、翌日か土日が入って時間が空いた方など、いろいろいらっしゃったと思うんですけれども。その辺の日程がどういうものがいいか。皆さん個々人によって違いますので、どれがいいということにはならないと思いますが、こういう点が良かった、こういう点が悪かったという点。

それともう一つは、審理の全体の日数ということで、皆さんいろいろ御都合を付けて来ていただいているんですけれども、その中で、証人のお話を聞いたり被告人のお話を聞いたりする法廷での時間、非常に毎日いろんな人の話を一遍に聞かされて、もうお腹いっぱいになってしまうというものなのか。それとも、逆にゆとりがあり過ぎて時間がもったいないと思ったりとか。いろんなことがあると思います。

それから、あとは評議の日程。いろいろ評議の中で、どこかに土日が入って良かったとか、たまたま裁判所の方の行事があったりとか、ほかの法廷が入っていて1 日飛ばしになったりとか、いろいろな審理過程があったと思うんですけれども、そ の御感想ということで、3点ありますので、御意見があればと思います。

まず1点目ですが、選任したその日に審理をするということは、どうでしたか。 (5番)

ちょっと時間欲しかったですね。まさか選ばれたその日にそのまま法廷に入るとは、全く思ってもいなかったので。何をしているのかなと本当に何なんだろうという。裁判官3名が、すごい和ましてくれる雰囲気をつくってくれたので良かったですが、あの緊張感だけは、1日ないしちょっと空いた方がよかったかなと自分は思いました。

(司会者)

3番さん、どうでしたか。

(3番)

いただいたお知らせには、もし選ばれたら、その日の午後からということが書いてあったので、それなりに覚悟していたんですが、やはりその日の午後というのは ちょっと、何でしょう、気持ち的に。

(司会者)

緊張感が強過ぎましたか。

(3番)

そうですね。これから何が始まるんでしょう。みたいな緊張感ですね。進めていくうちに高山裁判長の方も上手にリードしていってくださいましたし、その流れで、 私はスケジュール的には特に問題はなかった。私は別にそれでよかったと思うんですが、その当日の午後というのはちょっと厳しいものがあったかな。

(司会者)

1番さんは、逆に別の日だったのですか。

(1番)

覚えてないです。申しわけありません。覚えてないですが、一番緊張したのは、 最初に封筒が裁判所から来た時が一番緊張したんですよ。だからそこの緊張に比べ ると、ここに来て選任される時には全然緊張してないんですね。振り返ってみると。 皆さん興味があったと言うんですけれども、私は全然興味がなくて、死ぬまでに 選ばれるとも思っていなくて。それで来たので、そこが一番緊張して。来て裁判員 に選ばれた時に、「ああ、選ばれたんだ。」というちょっと緊張が来て、あとそこか らは、全然緊張がなかったんですよね。逆に。

(司会者)

じゃあ、あまりその日程的な負担はなかったですか。

(1番)

その日にやったのか次の日にやったのかというのさえ覚えてないです。申しわけ ありません。緊張感が全然なかったんだと思います。

(司会者)

6番さん,どうでしたか。

(6番)

選ばれることなんか絶対思ってなくて、会社の同僚に聞いても、「選ばれないから、すぐ帰ってこられて、午後から仕事に行けるや。」って聞いて、軽い気持ちで来たんです。そしたら間違って受かっちゃったから、本当にたまげて。

(司会者)

やっぱり翌日というか、その日はちょっとつらいですか。

(6番)

つらかったですね。やっぱりね。それでいきなり法廷でかなりきつい画も見せられたし。

(司会者)

そうですね。失礼いたしました。

(6番)

すぐ家に帰れると思ったんですよ。だから、簡単な気持ちでここへ来たんですけれどもね。会社の人が抽選に当たらなかったんで、「すぐ帰れるぞ。」って言ってた

から。「ああ、じゃあ、俺もその口だな。」と思っていたから。

(司会者)

2番さん, そこはどうでしたか。

(2番)

皆さんの意見と同じなんですが、やっぱり切り替えるというのは非常に厳しいなというふうに思っています。だから、その日の午後というのは結構負担で、1番さんなんて、あんまり緊張しなかったという御意見もありましたけれども、逆に多分緊張してて、検察官の冒頭陳述ですとか弁護人の冒頭陳述というところ、公判前の整理の結果ですとか、なかなか頭に入っていかないというか、気持ちが入っていかない状態になりがちなケースもあるんじゃないのかなというふうに思っています。

私自身は、興味があったということもありますが、「さあ、切り替えるぞ。」という気持ちにはなって、やっぱり一生懸命聞くようにして、そのようにできたとは思っているんですが、一般的にいろいろな人がいますので、少し時間を取った方が、私はいいんじゃないのかなというふうには思っています。

(司会者)

帰れると思っていた6番さんは、お仕事の関係で、あんまり調整をしていらっしゃらなかったんですか。

(6番)

だから、すぐまた会社へ電話を入れて、電話で、「これこれこういうふうで間違って受かっちゃった。弱ってるんだ俺。」って言ったんですよ。

(司会者)

会社の方が調整してくださったんですか。

(6番)

それはもう何とかするしかないと思いますからね。滅多な理由じゃあ断れないと 書いてある紙が来てるから。

(司会者)

裁判所としてもとても感謝をするんですが、皆様出ていただいているということは、会社とか御家庭でいろいろ御協力をいただいたと思うんです。なかなか御協力いただけなくて悩んでいらっしゃる方々もおられますので、そういう人たちに向けて、何かアドバイスがあればお願いします。4番さんも、お仕事をしていますよね。何かありますか。調整とか周りの人たちに受け入れてもらいやすくする、できた要因というか、そういうものを教えていただければ。

(4番)

自分が勤めているのは、基本1か月のシフト制で、勤務表を1か月前につくるので、日程が分かった時は、まだ次の月の何か月前かちょっとそこは覚えてないんですが、早目の日程調整だったんで、休みくださいという相談が上司にできたので。

あと、裁判員制度は、人によって興味がない方が多いと思うので、たまたま自分が言った上司は、そういうのも勉強だから行ってこいということで休みをいただけたので。

ただ、途中で裁判官の人が言ってたんですが、昔は1週間で全部終わるケースもあったけれども、今回、ちょうど土日を挟んだ前半後半に分かれていたので、休みは取りやすかったです。もしこれが1週間ぶっ続けだと、まずちょっと参加するのは厳しいかなと思いました。ただ、上司の人が理解してくれる方だったので、心おきなくこちらの方に専念することができました。

(司会者)

皆様のお手元には、お出でいただく6週間、1か月半ぐらい前には、大体通知が行っているのが原則だと思いますが、そのくらいの時間があればという感じですかね。では、審理日程としまして、1週間ぶっ続けとかいうのと、それとも少し土日があったり、土日とはいわないけれども休暇がちょっとあったりとかするのは、どんな感じがいいですか。

5番さん。

(5番)

忙しい時と暇な時が重なっちゃうんだけど、ぶっ通しでない方がいいかもしれないですね。5日あったとして途中で何かあった方が。

(司会者)

それは、やはり2番さんがおっしゃっていたように気持ちの問題ですか。仕事の問題ですか。

(2番)

仕事で。

(司会者)

4番さん、気持ち的にはどうですか。

(4番)

やっぱり土日を挟んでも、土日は休みじゃなくて普通に仕事だったので。最初の 初日、選任された時の切り替えはうまくできなかったんですが、終わってまた家に 帰ったら家のこと、仕事に行ったら仕事のこと、切り替えはできたので。

(司会者)

土日が気が重くて休暇にならなかったという感じではなかったですか。逆に,途中に休憩,土日が入ったりとか。休暇というか,審理がなかったりとかすると,ずうっと家に帰っても頭の中にあって,何か休んだ気もしなくて,早く集中してやった方がいいということはなかったですか。

(4番)

自分はなかったです。同じ裁判員に選ばれた人の中で、土日は普通に休みだった 人もいて、仕事をしてた人もいたんですが、そこの意見を聞いた時に、やっぱり休 みだと頭の中が、仕事だとそっちに集中しているから忘れられるんで、そこは人そ れぞれだと思うんです。

ただ、自分の場合はその間は仕事に集中できたので、そんなに重くならず。ただ、朝こうやって来た時は、ちょっとのし掛かってくるような重さ、緊張感がありましたけれども、家に帰ってる時とか仕事中は大丈夫でした。

(司会者)

1番さん, どうでしたか。覚えてますか。

(1番)

はい。それは覚えています。家に帰って、仕事が自営業というか自分でやっている仕事なので、帰って、やらなかった分をやって、という感じのサイクルでここに来てて。あと、すごい雪が降ってしまって雪深いところから来るので、2泊かな、前橋に泊まったんですけれども、泊まったので、その時は、この裁判のことを考えるというよりも・・・裁判のことになるんでしょうか。その人がなぜ再犯をしちゃうのか、再犯のことがすごく頭に残っていて、なぜ再犯をしちゃうのかということを考えている時間が、結構ありましたね。

家に帰って仕事をしている時は全然考えないんですけれども、やっぱりそういう ふうにちょっと自分自身で1人で考える時間があると、やっぱり考えちゃうのかな というのはありました。

(司会者)

そうすると、家に帰って考える時間で十分でしたか。やっぱり、もう少しゆとり があって考える時間があった方が日程的にはいいですか。

(1番)

私の場合はそんなに長くなかったのですが、続けてあった方がいいような気がしています。1日空けるとか長い時間空けるというのはあまり必要なくて、家に帰って1時間でもあれば、その方がいいような気がします。

(司会者)

転換ができる時間はやっぱり必要だったということですかね。

(1番)

そうですね。そういう時間でいいと思いました。

(司会者)

2番さんもそれで1時間ぐらい取っていただいたということですけれども。

(2番)

そうですね。土日を空けるのはあまりよくないと思っています。土日もやっぱりプライベートな休みで、心も体も休める時だというふうに僕自身は思ってますので、仕事がある方はとりあえずしょうがないですが。その時までやっぱり裁判のことを考えてると、それこそメンタルになっちゃいますので。しっかりそこは切り替えるためにも、本当は土日を挟まずにぶっ通しでその週でやった方がよろしいんじゃないのかなと思っております。

(司会者)

分かりました。事件によってどれがいいか、また、来ていただく方の仕事のシフト等があるので、いろいろなお考えを伺って、皆様の御意見を蓄積したいと思います。ありがとうございます。

実際の評議とそれから法廷活動について話を移していきたいと思います。

まず、法廷の活動。せっかく検察官、弁護士がいらしてくれてますので、法廷の活動について何か思ったことがあれば、御感想があれば。一番聞きたいだろうなと思っているのは、「分かりやすかったですか。」というようなこと。「何を言ってるかよく分かりましたか。」というようなことだと思うんですけれども。

事件がよく分かったか。自分が聞きたいことがきちんと聞けたか。知りたいことが分かったか。判決を最終的に有罪、無罪、そしてどのような刑にするかを決める時に、もっと知りたい、証拠が少ないとか足りないとか、いや、こんなに要らないとか思ったとか。何かありますか。2番さん。

(2番)

審理時間を短くするために公判前整理ということを裁判官、弁護人、検察側ということでやってらっしゃって、非常に良いことだと思っています。ただ、我々、その事件が起きたことだけ、その事象だけに対して、罪に対して、審理していくわけなんですけれども、その罪が起こってしまった原因というのは何だったのかなというところの背景のところを、もっと知りたいというようなところは、正直、思って

いました。

例えば、私が担当した事件のだと、仕事振りがどうで、そこからやっぱり故郷の 群馬の方に帰りたくなってしまったのかだとか。もっとそこら辺の状況のところを ぐっと知りたかったなというところはあったというふうに感じています。そこら辺 の説明のところが公判前整理で終わっていて、有罪であることはもう確定していま すというところから入っていったので、「あれ、そうなんだな。」なんて違和感は感 じてたところでございます。

(司会者)

事案について、被告人の方として、自分が犯人ではないという事件ではなかった ということなんですね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

そうすると、被告人が犯罪に至ってしまった背景というものがもうちょっと分かると、量刑を決めるのによかったかなという感じですね。

(2番)

それはちょっと感じました。

(司会者)

5番さん、どうですか。全く違うことでも構いませんが、さっき公判がちょっと 聞き取りづらかったので、聞き取りやすいように大きい声でという御意見があった んですけれども。ほかに何かありましたか。

(5番)

間違いないことと思うんだけれども、ちょっと俺なんかが考えると、ちょっと飛んじゃってるところがあるのね。というのは、血痕があるんだと。それが誰のものであるかということが分からないまま、いっちゃったような気がする。そこまで俺なんかが考える必要ないのかもしれないけれども。だから、これだったら間違いな

くこういうことでこうなんだっていうようなことまで、知りたかったね。

(司会者)

強盗致傷の事件だったので被害者の方がけがをしていた。で、その血痕だと言われたんだけれども。

(5番)

それは間違いないと思うんですよ。警察とかいろいろ調べたんだから。だけれど も、これこれこういうわけでこの人の血痕だというものが知りたかったんだよね。 (司会者)

一応、ほかにけがをしている人がいないから、被害者の血痕ではあるとは思うけれども、何でその血液の検査などそういうものをしないのかって、こういうことなんですかね。

(5番)

そこのところを飛ばしちゃったからさ。だから、そういう資料が何で出てこないのかなという感じがしたのね。間違いないとは思いますよ、警察とかいろんな人が捜査してるんだから。だから今の時代にそれはちょっと、言い換えると乱暴だなと思ったんです。

(司会者)

検察官、どうなんですか。事件を知らないから分からないかもしれないけれども。 (検察官)

一般論に終始してしまうかもしれないんですけれども、当然、捜査段階では、警察と検察の方で膨大な証拠を集めて、起訴した後、証拠を弁護士の方に開示して、弁護士の方でも適正な捜査が行われているかチェックして、その中でお互いに同意していく。「この証拠は、ここはいいですね。」「事実は、ここはいいですね。」という中で、公判前という手続をやっていくと思うんです。限られた日程の中で、やはり膨大な証拠を全部出すというのは非現実的になってしまうので、公判前をやっていく中で、どの証拠をどこまで出すべきかという話をしていく中、出たのがあの証

拠ということで御勘弁ください。

(5番)

あえて言うわけだけれども, そこのところがね, テレビドラマで見ているのとは ね。

(司会者)

弁護人は、そういう点はやはり見ていらっしゃるんですよね。今回の事件は分からないから別としても、やはりおかしいかどうかというところで、争わないというところは、先生方から見ても間違いないということで争わないと伺ってよろしいですかね。

(弁護士)

ちょっと私自身が担当した事件ではないので何とも申し上げにくいんですが、弁 護人としても検察官から開示された多くの証拠は細かく見てはおりますので、ちょっとこの辺りは裏付けといいますか、本当にこの人が犯人だとしたらちょっと裏付けが足りないんじゃないかとか、もちろん考えます。

被告人御本人が、「自分がやりました。間違いありません。」というふうに言ってたりしますと、場合によっては、確かにその辺のチェックが甘くなったりするところはもしかしたらあるかもしれません。それはあんまり望ましいことじゃないんですけれども。

ただ, もちろん証拠は全て確認をして, 被告人の方, 御本人が, 「自分がやりました。間違いありません。」って仮に言ってなかったとしても, きちんとその証拠によって犯行が裏付けられているかということは, もちろん考えます。

今,5番さんがおっしゃったところというのは,もし本人が,「自分は犯人ではありません。」というようなことを言って,そこが裁判の争点になっているという場合には,とても重要なところにもなってくるかと思うところですので,そういったところに一つ一つ証拠によって裏付けられているのかというところに関心を持っていただけるというのは、弁護士の立場からしますととてもありがたいことである

かと思います。

(司会者)

大体おかしいところは弁護士の先生が見てくれているというところはあるので、 なかなかやはり皆さん、サスペンスドラマのように劇的に全てが明らかになるとい うのはなかなか難しいですね。

(主催者)

私も実は刑事事件を担当している裁判官で、裁判員裁判の裁判長も二十数件ぐらいやったことあるんですね。そういう時によく話をしているんですけれども、一つは、まずその公判前整理を経て、法廷に出てきた証拠がこれだけですか。という場合があるんですけれども、「こういうのはないんですか。」と言われても、実は本件ではそこの証拠はないんですというケースもあるんです。

ですから、どんな場合でもいつも証拠が、この辺どうなんだということで、全部 あるのかというと、それは検察官、弁護人もその証拠を持ってないというケースも 実はあるんですよね。結局、捜査の結果、ある種の証拠が手に入るかどうか、ある 意味では偶然の産物なんですよね。例えば、証拠隠滅されてたら全部なくなっちゃ うわけですよね。

ですから、偶然の産物として、捜査の結果、何が得られたかで有罪にできるようなものになっているか、なっていないのかを判断するしかないというところが一つあるということです。

それからもう一つは、例えば、指紋があるという場合に、被告人の指紋があるから、それで犯人であるかというと、必ずしもそう限らないというところもあって、 客観的な証拠の持つ意味というのがやっぱりいろいろあるんです。

ただ、今の場合に、もしその血痕が被害者のものかどうかと、例えば、DNA鑑定とかそういうものがあるとすると、この事件では弁護人が検察官の証拠を見て、 そこはもう争点にならないということで調べなかったかもしれないけれども、そういう客観的な証拠で、それがもう一つ加われば、裁判員の方が間違いないという判 断をしていただくのに、より安心して判断できる証拠というのは、やっぱりあるはずなんですね。

それ以上、あんまり増やし過ぎてしまうと、かえって本筋じゃないところに審理時間を取られて、どこが本当に判断するべき点かぼやけてしまうということもあるんですが、あまり調べるのに時間が掛からなくて、客観的に明白なもので、それで、それが1つ加われば、より安心して判断できるというものについては、それも調べてみるということもあってもいいんではないかというのが、この何年間か我々がやってきて、いろいろ議論をしていく中で、そういうこともやったらいいんじゃないかという意見は確かに裁判官の中に出ているのです。

あとは、1件1件のその事件の中身になるので、今回の件でそれがあったらよかったのか何とも申し上げられませんけれども、そういう考え方というのは法律家の中にも出てきているということだけ、申し上げたいと思います。

(司会者)

いろんな証拠を総合してどんな証拠を出すかというところですね。より客観的な ものを出してもらうと判断がしやすい事件があるという、それはおっしゃるとおり かもしれないですね。

ほかに何か、4番さん、何か公判で気が付いたこととかございますか。例えば、証人や被告人に対する質問がなされますよね。あれは分かりやすかったですか。何をこの弁護人は、検察官は聞いてるんだろう。何のために聞いてるんだろう、ということについては、分かりやすかったですか。

(4番)

自分が担当させていただいた事件は、検察側も弁護人も資料がすごく分かりやすくて見やすかったので、質問している内容、話している内容も聞き取りやすくて、最初は緊張があったんですけれども、すっと受け入れられて理解しやすかった。なので、素人の自分たちに分かりやすい話し方、資料のつくり方をしていただいたので、自分はすごいやりやすい環境での裁判員を経験できたと思います。

(司会者)

例えば資料はどんなところが。

(4番)

カラーとポイント、大事なところを色使い。多分素人が見てもすごい分かりやすい資料だったので、ポイントはちゃんとポイントとして捉えていて。それは多分同じく経験したメンバーでも、良かったですという話は出ていたので。

(1番)

ちょっといいですか。私の担当した方は、検察官の方は順番、ポイントを押さえてあって、それについて短い言葉で端的に書いてあったのですごく分かりやすかったんですけれども、弁護士さんの方のプリントがズラーッと言葉が書いてあって、何が言いたいのかよく分からないことが書いてあって、何か説明するんだろうなと思って、弁護士さんが立って説明し始めたら、また同じ、それを読んでるかのようにズラーッと言葉を並べられたので、素人からすると何が言いたいのかも分からないし、これ書いてあることの趣旨も分からなかったというのが、皆、私たちのその6人の意見だったんですよね。

もう少し、分かりやすく書いてもらうと対比ができてよかったんですけれども、 「それできないよね。」という意見があったので。

(司会者)

分かりました。そうすると、ポイントが2つあって、1つはその形式として、弁護人の言いたいことが、例えば、項目的にまずこれについて言います、まずこれについて言います、これの結論はこういうふうなものだと思います。というような、項目立てて言いたいことを言ってくれることが必要だったということですかね。まず1つは。

(1番)

言葉が長過ぎないということが必要じゃないかと思うんですよね。短く端的に, 書いていただいて,それについて説明する分には全然,説明する部分が書いてある 分にはいいんですけれども、それもなくダーッと書いてあるので。

(司会者)

やっぱり指針が必要だということですね。

(1番)

はい。

(司会者)

それから、もう1つは、いいことをおっしゃってくださったんですけれども、検察官の言いたいことと弁護人の言いたいことが、かみ合っているか。

(1番)

そうです。対比できないと。

(司会者)

つまり、対比ができると、例えば、「この事件は、やり方がすごく悪質ですよ。」って言っているのに対して、「いや、それは悪質じゃない。」とかね。それから動機について、「背景に同情するところがありますよ。見てください。」と言う弁護人に対して、「そんなのは言語道断。」という、その項目がきちんと対比できていると、分かりやすいんですけれども、それもできてなかったというか、それが分からなかったということになりますかね。

(1番)

はい、分かりませんでした。何を言いたいのか分からないので、どこをどういうふうに比べていいかも分からないという。

(司会者)

耳が痛いお話ですが、それは裁判所の整理の仕方がまずかったのか。それと弁護 人の弁論で意見の言い方がまずかったのか。多分両方だと思いますけれども、あり がたい御意見だと思います。

2番さん, その対比という意味では, 2番さんの事件はどうでしたか。

(2番)

どうですかね、やっぱり弁護人の方が立場上そうなんですけれども、一生懸命被告人のところを、例えば、泥酔の状態のところを随分言ってたなという記憶があって、こんなにお酒飲むんだから「泥酔状態だった」、「泥酔状態だった」、「泥酔状態だった」というところを一生懸命言ってるんですけれども、そんなことないよなって、最後のころ思ってました。

資料のところに関しては、私自身としては、検察が言っていることも弁護人が言っていることも覚えてないんですけれども、頭の中では対比して理解はしていたつもりです。

(司会者)

その理解ができた、最も大きな要因はどれだと、何だと思いますか。

(2番)

理解ができた要因というところは、聞き方のところだと思っています。検察側は その事実を認定する、絶対白じゃなくちゃいけないグレーなところは言っちゃいけ ない。証明しなければいけないというところがしっかりできていたと思いますし、 弁護人はそこの事実のところを一生懸命ファジーにしよう、ファジーにしよう、と いうような言い方だったんですけれども、どうしてもやっぱり決め手のところに欠 けてた。

そういう聞き方のところが、自分なりには少しできたのかなというふうには思っています。

(司会者)

やはり対比が質問の内容そのものが, きちんと弁護人と検察官のところで, 対比がかみ合ってたんですかね。

(2番)

そうですね。はい。

(司会者)

6番さん、意見がかみ合っていたかどうか。

(6番)

あの時は、精神鑑定した先生だけだったから、ほかは。

(司会者)

そうでしたね。むしろ評価の問題だったから、かみ合うというあれではなかった ですからね。

(6番)

ええ。精神鑑定の先生がこうで、こうで、こういうので、だんだんだんだん悪化 してるというだけのことは理解はできましたけれども。

(司会者)

6番さんの事件は私と一緒にやっていただいたんですけれども、もともと精神的な病気が進んでしまっていて心神耗弱の責任能力が限定的だったというのが検察官、弁護人、両方がそういう主張をしている事件だったので、その病気の進行とか影響でお医者さんからお話を伺ったんですよね。むしろ、その対立というか部分についてはもう明らかだったからね。弁護士、検察官が質問をしますよね。それについて分かりやすかったとか分かりにくかったとかいうようなことは。

(6番)

それはもう分かりやすかったですね。

(司会者)

両方とも大丈夫でしたか。

(6番)

はい,大丈夫でした。

(司会者)

4番さん、質問はどうでしたか。

(4番)

本当に分かりやすかったですよ。

(司会者)

それでは、逆に、皆様、御自分で御質問なさってみたという方、いらっしゃいま すか。どうでしたか。

(2番)

緊張感はもちろんあります。あの中で発言するということは、非常に緊張感があった内容だと思っています。だけど、なぜ質問をしたかということに対しては、やっぱり、その裁判に対する思いというか、何でその事件が起こってしまったのだろうかというところを、皆さん真剣に考えてないわけじゃないんですけれども、そこを自分自身の言葉で聞いて相手の方の反応を見てというところがやりたかった、したかったということで、私は質問をさせていただきました。

(司会者)

逆に、ちょっと恐くて嫌だなと思った方、多分質問したいことについては、自分でなさらなくても裁判官の方が引き取ったりとかして、聞いてはもらっていると思いますが、やっぱり自分で質問をするのは嫌ですか、4番さん。嫌だったですか。

(4番)

はい。みんな多分、今回選ばれた自分たち、みんなちょっと緊張してたんで。でも、みんな聞きたいことはちゃんと裁判官たちに全部言ってもらってたので。質問は、自分たちはできなかったんですけれども、みんな聞きたいなということは聞けたので。

(司会者)

いろいろ言って、しなきゃいけないとか、必要な情報が出てくるということが大事なんですけれども、これは個人的に私の感想ですけれども、裁判員の方が直接やっぱり聞いていただけるというのは、特に被告人とかには感銘を受けるというか、いろいろな意味で印象に残ることだと思うんですね。

我々がやるよりも裁判自体に心が残るというか、心に残る裁判ができれば、被告 人の更生のためにもいいのかなとか思いますし、被害者の方に対して聞いていただ ければ、被害者の方の思いを裁判員の人たちに伝えられたんじゃないかというふう に感じてくれるかなというふうに、勝手に私としては思っているので、できれば積極的にやっていただけるとうれしいなというふうには思っています。

2番さん,これから裁判員になる人に,ぜひやってくださいとお勧めするメリットとしては,あと注意点とか心構えとか大丈夫ですよということ,何かアドバイスがあったら教えてください。

(2番)

そんなにアドバイスする立場でもないしあれなんですけれども、やっぱり素直になることなんじゃないのかなと思っています。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんけど、やっぱり自分たちの聞きたいことというところが、バックヤードのところで裁判官の人に伝わって聞いていただけるということも、すごくいいことだと思いますけれども、司会の方がおっしゃったように、被告人なりに対して、今回の裁判員裁判で裁判官だけじゃなくて我々がいる意味というのは一体何なんだろうというところを、直接訴え掛けるというところの手法としては、一つの質問というところもいい手段なのかなというふうに私自身は感じています。

(司会者)

時間も押してきたので、評議の関係で。評議は、私たち裁判官と裁判員の方々以外は見ることができないので、どんなことがどんな雰囲気で行われているのかなというのの、多分検察官、弁護人、また国民の皆さんも心配だったりとか、そういうことで自分の意見が述べられるのかとか、結論を決めることが自分でできるのかとか、不安を持っている方が多分いっぱいいらしてると思うんですね。そういうこともあるので、ちょっと評議のことについて御意見を伺えればと思います。

1番さん、先ほど、意見を言いやすい雰囲気にしていただいたという、ありがたいお言葉をいただいたんですけれども、何か最終的に刑を決めるのに困ったこととか、つらかったこととか、それから何かありましたか。ありませんでしたか。

(1番)

ある程度、年齢が上の方なので、その刑を決めてしまうと生きて出られるかというか、その中で亡くなってしまうんじゃないかという気持ちがあって。なぜ再犯をしたのかというのを、すごいそればっかりなんですけれども、すごく思っていて。出す時というか、そこから出る時に何かしてあげられないのかなというのがあったので、刑は一番軽い刑から重い刑までの間で、皆さん話し合っていく中でだんだん決まっていったんですけれども、それよりも刑を決めるということよりも再犯をしないように何かプログラムができないかなというのが、みんな結構思ってた部分なんですよね。

だから、そこまで踏み込める立場ではないと思うんですけれども、純粋に一般市 民として、何度もそういうことを繰り返される方がたくさんいるということを聞く と、そっちの方がすごく残ってしまったという部分はあります。最後に。

(司会者)

そういう再犯防止のプログラムというようなことで、裁判所自身はそういうプログラムを持っているわけではないのですが、今度、法律も改正されて、そういう再犯防止のプログラムを組み入れようと、今、法務省の方とかも保護観察所といわれるようなところ、今、司法全体がそのような形に動いている面もあるので、うまくできるというように、私たちも少しそういうことに関与できそうな制度が、今度できつつあるところでもございますので、施行が決まっておりますので、運用を頑張っていきたいと思います。

評議の話なんですけれども、6番さん、どうでしたか。言いやすい雰囲気等はありましたか。

(6番)

先ほども言ったとおり、自分が言った意見が通った時はうれしかったですね。

(司会者)

刑を決めるのに難しかったところはありましたか。

(3番)

争点がいろいろあって、その争点ごとに裁判官の方がうまくリードをしてくださって、最終的に量刑を決めるという時に、やはり今までの判例を出してくださって、分かりやすいように説明してくださったんですけれども、被告人にとって1年の違いってかなり大きいと思うんです。私たちは、このくらいだと、ああ、何年くらいかなという感じで安易に決めてしまいそうなんですけれども、被告人にとって1年の違いってかなり大きいものがあって、自分でも責任を感じていました。

だから、量刑はやはり難しかったですね。

(司会者)

その時にやはり参考になったのは、量刑データといわれるもので、いろいろグラフとかを多分見ていただいたと思うんですけれども、過去の裁判員の方々がやった 資料とかは、やはり参考になりましたか。

(3番)

なりました。

(司会者)

あと、心理的な負担ということですが、これも私の個人的な感想なんですけれども、やはりその怖さがある方にやっていただきたいと思っているんです。思っているというか、なんだろうなというふうに思うのです。自分もずっと二十何年やらせていただいてますけれども、その1年の重み、その怖さがなくなったら、もう自分はこの職業をやっていく資格はないんだなというふうに、いつも思っているんです。多分裁判員の方々、最初は嫌だなと思ったりとか、またやったことのない方々は、そんな人の刑を決めるなんてとんでもないと思っているんだと思うんですね。かなりのやっていただいた方は、皆さん良かった、いい経験だったと言ってくださる方が多いんですけれども、アンケートを国民全体に取ると、やりたくないという方の方がはるかに多い。その理由は、多分そういうところにあると思うんですが、そういう方々に、その重みを分かった上で、何かメッセージはありますか。

(3番)

大変ですが、やはり職業裁判官の方がいらっしゃって、裁判員の方が何人かいらっしゃって、話し合いの上で決めて出した結論なので、大変は大変ですけれども、 だからといって、裁判員はやらない方がいいよという結論には達しないです。

(司会者)

それは何でなんでしょう。

(3番)

やはり裁判員制度というものは、一般の人の意見を必要としているというか、いろんな人の意見を聞きながら決めていくというのが趣旨だと思うので、プロの方だけじゃなく。だからやっぱり裁判員制度はスタートして、その後、ずっと続いているわけですし。私としては必要な経験だったという一言に尽きるのかもしれません。(司会者)

1番さん,何かメッセージございますか。

(1番)

経験できない方が多分多いと思うんですが、その中で、どんな経験であっても経験はいろんな経験をした方がいいと思っていて、その中の1つとして裁判員になれたことはとても良かったと思っています。

それはなぜかというと、裁判所に来ることさえ私にとってはないことで、裁判所に来れたということと、中でどれだけの人が働いていて、こんなにたくさんの人が働いていると思っていなくて、そういうことが知れたという、全然知らない職業の一端を見れたということもすごい良かったということです。

あと、刑に対する重みというのはすごく感じ、興味がなくテレビの中で見るものだと思っていたんですね。だけど経験の重みというのを、やっぱりどんな人にでもプラスになっていくものだと思うので、経験することがいい、その中身というよりも、もちろんなんですけれども、知らないことを知れたということが良かったことだと、私はそうです。

(司会者)

ありがとうございます。それでは時間になりましたので、残りの時間ですが、報 道からの御質問があれば伺いたいと思います。

(NHK)

まず、裁判員経験者の皆さんに質問ですが、司法の世界は市民感覚とずれている というような指摘がもともと経緯としてあったと思います。そういったものを感じ られる瞬間はあったでしょうか。意見がない方は特に大丈夫ですので、もしお話が ある方はお聞かせいただけたら。

(司会者)

いかがでしたか。

(3番)

やはり専門用語とか出てきますし、でも、検察官の方も弁護人の方も資料に分かりやすく書いてくださっているので、ちょっと質問とずれちゃうのかな、そういう面では、司法の世界と裁判自体に対して素人が入っても、特に大きな問題はあまり感じなかったように思います。

ただ、やはり司法の世界って本当に難しいわけで、私もちょっと大学時代に法律をかじってたんですが、本当に専門の方と素人では格段の差があるわけで、そこに対して裁判に一般人が入るというのはとても抵抗がありました。最初は。でも、進めていくうちに、やはり上手にリードしてくださいましたし、特に大きな問題はなかったように思います。ちょっとずれてしまいましたか。

(司会者)

2番の方,いかがでしたでしょうか。

(2番)

裁判官の方と我々裁判員の人との市民感覚とのずれというところは特になかったように思います。ただ、感じたことを言わせていただくと、やっぱり酌量というところの領域において、人の育ってきた環境だとか考え方というところが、非常に左右されるんだなと。だからデータベースによって刑のある程度のところというのは

出るんですけれども、それをプラスマイナスするところにおいては、いろいろな考え方がやっぱり出てきてしまう。

そこに対しては、今まで裁判官が3人で決めていたところが、裁判員も含めて9人になる。補充裁判員の意見も入れれば11人になる。そういった意味のところでは、より多くの意見が聞けて平均値の功というか非常に精度の高い答えが出せるような評議になっていることは、大きな感覚のずれにはならないというように思っております。

(司会者)

1番さん、その点は何か、違和感を感じたことはございましたか。

(1番)

違和感というか、どんなに小さな事件でも、再犯になってしまうと前の刑よりも 軽くはならないというのが、ちょっとびっくりしたところですかね。

(司会者)

同じ内容だったらという。

(1番)

同じ内容だったらなんですかね。私の理解がちょっと違うかもしれないんですけれども。

(司会者)

前の刑というか、再犯になると、繰り返していくとだんだん重くなっていく傾向 があるということですかね。

(1番)

ですね。だから、前の事件よりも小さくても、その刑よりは低くはならないですよね。

(司会者)

事案によりけりでは。

(1番)

それにはちょっとびっくりした部分はありました。ずれというかどうか分からないんですけれども、そういうことはありました。

(司会者)

4番さん,何かございましたか。

(4番)

特にずれ、本当に全然感じなかったです。最初に入った時って、もう住む世界が全く違うので、多分こういう一般の人の意見と裁判官の意見って全く違うのかなって思って話し始めていたら、話がうまく最後にまとまっていたので、気付くとその差というのが全く違和感がなかったので、最初の自分の想像で入った時と終わった時のもう全然感覚が、自然と。自分は5日間だったんですけれども、5日間の中でスーッと溶け込んで一つにまとまったので、その差は全然感じなかったです。

(司会者)

5番さん, どうでしたか。

(5番)

初めはやっぱりどうするかなっていうのだったけれども、だんだんやっているうちに、特におべんちゃら使うわけじゃないけれども、裁判長がいろいろ取り持つんで、どんどんどんどんそうなっていって、うまくいきましたね。

(司会者)

特に何かこう考えてる世界が全然違うとか、そういうことはなかったですか。

(4番)

違うのは違うけれども、こういうものかなという感じがした。だからそんなにずればなかった。

(司会者)

6番さん,いかがでしたか。

(6番)

全く4番、5番の方がおっしゃったとおりです。特にそういうことはありません

でした。

(司会者)

何か別にそんな別世界に住んでるつもりはないんですけれどもね。

(NHK)

皆さんに質問ということで、いろいろな資料を出されたと思うんですけれども、 写真だとかそういったものもいろいろ見てきたと思いますが、そういった資料を見 てる中で、驚きだった、ショックを受けたことというのは、実際にあったでしょう か。また、周りの方の反応を含めて教えていただけるとありがたいです。

(司会者)

6番さん、殺人事件ということでしたが、写真とか映像があったと思いますが、 大丈夫でしたか。

(6番)

かなりきつい映像だとは思いましたね。ええ。

(司会者)

後遺症にはならなかったですか。

(6番)

後遺症にはならないですね。ただ、自分も前に同様の病気の親族がいたもんで、 ああ、なるほど、明日は我が身かなとは、ちらりと思ったというのはありました。 言って聞かせても分からないし、今、言ったこともこっちからこっちに抜けて、 どうにもならない状況になればどうしようもないですよね。言って分からないんだ から、その次は手を上げるしかないですが、手を上げたら最後ですからね。

(司会者)

写真とかビデオ自体は、何とかなったというところですか。

(6番)

ただ, あの場合, 少しは。

(司会者)

もうちょっとほかが欲しかったくらい。

(6番)

そうです。

(司会者)

唯一それしか証拠がなかったというような部分もありましたね。

(6番)

何分から何分,何十秒間,ここにこういうふうにしてああいうふうにしたという 映像でしたから。

(司会者)

あとちょっとけがをなさったりとかしたのが、4番さんと3番さんは小さいお子 さんが亡くなったので、そういう写真とかがあったかな。

(3番)

ありました。

(司会者)

大丈夫でしたか。

(3番)

はい、大丈夫でした。

(4番)

はい。

(司会者)

かなりオブラートにくるむような、直接的な写真ではなかったんですか。それと も何かもろ直接的なものでしたか。

(3番)

結構直接的なものでした。

(司会者)

直接的でしたけれども、大丈夫でしたか。

(3番)

はい。

(4番)

はい。

(司会者)

2番さんは、あんまりそういう写真はないですね。

(2番)

ないです。

(司会者)

1番さんもけがだったから、そんなにはなかったですかね。

(1番)

ないです。

(司会者)

裁判所の方も公判前で随分ケアはしてるつもりではあるんですが、検察官も随分 工夫をしてくれてるようですが。

(検察官)

そうですね。一応、検察官としては、必要な証拠は当然公判には出す。それは当たり前だと思うんですね、それは我々の仕事ですから。起訴して、当然、国民から負託を受けて立証活動をしてるわけですから、当然、例えば児童虐待の事案であれば、どれだけその体に虐待の跡が残っているのかとか、どういう仕打ちを受けたのかとか、そういったものをやっぱり遺体の写真が一番物語ってると思うんですね。そういったものは当然出さなきゃいけない。

一方で、見た方の精神的負担とかあるのも当然だと思います。なので、当然、写真を出す前には予告をしたりとか、あとは、お見せする時間を短めにしたりとか、後で見たい人がいれば、自分の希望でまた随時見てもらえるという形でもいいと思うんですけれどもね。時間を短めにしたり、そういった配慮はあるのかなと。公判

前の段階で、弁護人、裁判官等々を通じて、これぐらいの写真だったら大丈夫かど うかというところは協議してやっていますので、そういった配慮はしています。

(司会者)

裁判所としても、事前にお話し合いで絵にしてもらったりとか、いろいろ御協力 をいただいていますので、今後もよろしくお願いします。

(共同通信)

先ほどの写真の質問にちょっと関連するんですけれども、結局、3番さんと4番 さんと6番さんは、亡くなられた被害者の写真を見られていると思いますが、やっぱりあった方がいいと思ったのか、なくてもよかったんじゃないか。その辺の感想があればお伺いしたいんですけれども。

(司会者)

どうでしょう。

(6番)

部屋の中のしかなかったから、廊下にもそういうカメラとかそういう設備があれば見たいような気もしました。

(司会者)

被告人が精神的な病気だったので、その行動パターンがもうちょっと見れるもの があった方がよかったって、多分そういうことですね。

3番さん, 4番さんはいかがですか。

(3番)

私はあった方がよかったと思います。あって見てよかったと思います。

(4番)

写真自体はあってもなくても、自分はどちらでもよかった。

(共同通信)

ありがとうございます。

(読売新聞)

お疲れのところ済みません。私から1点、質問をお願いします。

判決をした後の心境についてちょっとお伺いしたいんですけれども,人の量刑を 決めるということで,かなり精神的にはその評議の時でも負担はあったと思うんで すけれども,実際,判決をした後,自分はこれでよかったのかと悩まれることがあ ったのか。それとも皆さんで話し合って決めたことなので,ちょっと言い方は語弊 があるかもしれませんが,すっきりした気持ちになってその後,悩むことはなかっ たのかということ。どちらというかどういうふうな心境になったのかというのを少 しお話を伺えればと思います。

もし悩まれた場合、その後、どうやって自身で解決したのか。もしまだ悩まれているようでしたら、今後、仕組みとしてどういうものがあった方がいいのか。その点あればお話を伺えればと思います。済みません、よろしくお願いします。

(司会者)

1番さん,いかがですか。

(1番)

すっきりしたとは違うと思います。すっきりしたのではなくて、やはり人数たくさんで決めますので、その重みという点では、裁判官の方が1人で何かを判決を出すのと違って、みんなで話し合って決めたので納得はしているんですけれども、引きずらなかったかというと、やはりあの人が何を考えているかなということを思った時期はありましたけれども。私自身はほんの1週間か10日ぐらいは、どこか頭の隅にそのものは残っていましたけれども、今はもう残ってないというか、ここに来てしまうとまた思い出しますけれども、日常生活では思い出すことは、今はありません。

(司会者)

2番の方は、いかがですか。

(2番)

自分の生活においてそういうことが起こらないように、部下なりに指導していか

なくちゃいけないし、そういう人間をつくらないようにするというところも、この 裁判員裁判で経験した者の責任だと思ってますので、そういうことをやっていこう と決めて、自分なりに判決のところに関しては同意してきたつもりです。

一方で、判決のところは、非常に自分自身としても責任を感じて、その場に立会いをいたしました。もちろん罪を反省して更生するための準備をすることというのは、これはもう大切なことなんですけれども、自分としては、判決の瞬間は、ちゃんと更生してくれというふうに願いを込めて、その場に立会いをさせていただいたということが私の感想です。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

すっきりしたとは言えません。ですが、やはりみんなの意見をまとめた結果だというふうに考えて、すっきりはしませんが、悩むということはなかったかもしれないですね。

(司会者)

4番さん、いかがですか。

(4番)

11人が集まって皆さんで意見を出して、重い意見、軽い意見という、総評して もそれに向かってみんなで決めたことです。すっきりした部分とみんなで決めて納 得した点というのが、でもやっぱり出た後、今でもそうなんですけれども、ずっと 心に残ってしまっていますね。

自分が出した結果じゃなくて、みんなで出した結果なんですけれども、やっぱり その中で自分の意見もあるということを、自分の中ではちょっと重く感じています。

(司会者)

5番さん、いかがですか。

(5番)

やっぱりみんなが言ったように、みんなで話を煮詰めていって結論を出したんで すよね。それで、始めからそのことを言ってたわけじゃないけれども、言い換える と、俺の考えてることはこういうことだなっていう意見だったんだけれども。

ちょっと話が全然変わっちゃうんだけれども、被告人て見ると、ちょうどうちの下のせがれと同じ年なので複雑な気持ちでしたね。逆を言うとね。その点でね、俺のせがれもこういうことなのか、しちゃうのかということになるので、ちょっと複雑でしたね。

(司会者)

6番さんは、すっきりしたとさっきから言ってるけれども。

(6番)

先ほども言ったとおり、皆さんで決めた判決が通ったんですっきりしました。

最後、判決を言い渡した後、裁判官の方が、「皆さんの言うことをよく聞くんですよ。」と被告人に諭したら、「はい。」と言ったから、ああ、幾らか救われたと思いました。

(司会者)

ほかはよろしいですか。

(朝日新聞)

時間が押している中、失礼します。本日はありがとうございます。

裁判員裁判と報道のあり方というところで1点聞きたいんですけれども、皆さんが担当された後に、判決の後に記者会見をして、一部の方には御意見もその時に伺ったかと思うんですけれども、その後、自分の担当した裁判が翌日の朝刊に載っていてどういう思いをしたか。あるいは裁判員裁判を経験された後に、そういった新聞だとかニュースで見た、ニュースで報じられる裁判員裁判の記事に、何か足りないなと思うところとか、あるいはもっとこういう説明があれば分かりやすくなるのになというふうに思うところがあったりしたら、あれば教えてもらえればと思います。

(司会者)

じゃあ、何か感じたことがおありになる方はいらっしゃいますか。

2番さん、何かごらんになったりしてありましたか。

(2番)

私が担当した事件は、記者会見もありませんでしたし、新聞に報道されることも ございませんでした。

ですが、やっぱり我々のところが望むところというのは、なぜ今までの裁判官だけの裁判から裁判員を入れたところの裁判になったのか。じゃあ、やっぱり市民感覚その厚みを増すということに対して、どういう経緯のところでそういう判決に至ったのかというところをしっかり伝えていただけたらいいのではないのかなというふうに思っています。

(司会者)

よろしいですか。

(4番)

多分、最初に裁判官の方が言ってたのは、今後、今の選出された裁判員の人ってどんどん選ばれていくんですけれども、やっぱりアンケート取るとみんなやりたくないという意見がすごい多いと思うんですけれども、すごい不安で来たとしても、周りの裁判員の方、裁判官の方が、その悩み、不安を全部解決してくれて、最後の判決にいくまでに、本当に一番最初の時と最後の時で、もう評議している中の雰囲気がアットホームなぐらい、そこまで言うとちょっと大げさなんですけれども、随分みんなでそういう方向に自然といけるので、すごい嫌だって最初から言わないで、本当に選ばれたら、そういう自分が経験した人の意見を聞いて、ちょっと興味を持ってやってもらえると、何かもっと裁判員候補に挙がった人が気軽にというと変で、重みはあるんですけれども、すごいやりやすい雰囲気は本当にその11人で最後にできていくので、ぜひこれは、もし通知が来たら嫌だと言わずにぜひ経験してもらいたいなというのが、さっきちょっと雑談の中で言わせてもらったんですけれども。

(司会者)

そう言っていただけると私たちもとてもうれしいし、私たちも皆さんの意見を本当にざっくばらんにいろんな評議の時に御意見を伺えて、「ああ、そうなんだ。」というふうに思うことも毎回毎回いろいろあって、「いいな。」というふうに思っていますので、「いいね。」という話をさっきしてたんですよね。

なので、「心配よりは来た方がいいと言っている人が多い。」と報道してください。 (朝日新聞)

ありがとうございました。

(司会者)

よろしいですかね。

それでは、お時間になりましたので、いろいろと不手際もございましたし、勝手なことを言ってうまくまとまらなかったところもございます。申しわけありませんでした。本日は本当にどうもありがとうございました。

この意見を貴重な意見として私たちもまた努力をしていきたいと思いますので、 今日のことは大切にしたいと思います。

(主催者)

やっぱり最後の方にも話ありましたけれども、一般的に聞くと、やりたくないという方がすごく多いんですよね。それで、アンケートを取ると、実際やっていただいた方も来るまではあまり積極的ではなかったという方が多いんですが、でもやった経験としては、最初から今まで、7年目に入ったんですけれども、本当にいい経験をしたという積極的な答えをされる方が90パーセントを切ったことはないんですよ。

だからずっと、やった方はそれで来てるんですけれども、そうではないこれから やっていただくかもしれない方は、やりたくないなと。だんだん経験した方が増え ていくはずなんですけれどもね。だけどそうではなくて、なるべくその差をどうや ったらこれから将来お願いすることがある方たちに、少しでもこういうこと、実際 はどういうことなんだと分かっていただけるのかという辺りが、実は裁判所が一般 的な制度広報という意味で言うと、今、取り組もうとしているところなんですね。

最初のころは裁判員ということ自体御存じなかったと思うのですが、今は多分、 言葉は皆さん御存じだと思うんですね。だから実際どんなものなのかというところ を、どうやってより多くの方にお分かりいただけるかなというところを努力したい という具合に思います。

あとは具体的な話については、今日、いろんなことが出ましたので、それぞれの 法律家の立場で試行錯誤をしていくことになると思います。

日程については、日程を決める時にはまだどういう方が来るか分からないんですよね。どういうお仕事の方が来るか分からない状態です。だから、先に日を決めて、それでその結果、来た方がたまたま何というか、土日にも仕事のある方もいれば、そうでない方もいるという偶然性がいつもあるので。あるいは全体日数が短い方が助かるという方もいるんですよね。でもやっぱり1日目にすぐ審理となると、非常に初日に情報量が多くなっちゃうんで、初めて経験することが多いものですから初日のことがなかなか印象に残りづらい。ですから、どういう形がいいのかというところが、選ばれてから、「皆さん、どうしますか。」と、そこで聞けばいいんですけれども、なかなか証人の人の日程とかそういうのを決めるのに、全員決めておかないと来ていただけないものですから、その辺の難しさがあって、裁判所も幾つかのパターンをやってみるんですが、結局、どういう方が選ばれるかによって、それが良かったり悪かったりするもんですから、なかなか難しいと思いつつも、だんだんたくさん件数が重なってくると、このぐらいが一番、皆さんにフィットしやすい平均値かなというのが出てくると思うので、そういうところもいろいろ考えてやってみたいと思います。

本当に参考になる意見、ありがとうございました。

以上